

○吹田市個人番号の利用等に関する条例（改正案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用、法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (3) 個人情報 吹田市個人情報保護条例（平成14年吹田市条例第7号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

（個人番号の利用等）

第3条 市長又は教育委員会は、法別表第1の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。

- (1) 法定利用事務に関連する事務であって、規則で定めるもの
- (2) 吹田市障がい者福祉年金支給条例（昭和42年吹田市条例第20号）の規定による福祉年金の支給に関する事務
- (3) 吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年吹田市条例第53号）の規定による医療費の助成に関する事務
- (4) 吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和51年吹田市条例第31号）の規定による医療費の助成に関する事務
- (5) 吹田市子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年吹田市条例第27号）の規定による医療費の助成に関する事務
- (6) 障害者等の負担軽減に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの

2 市長又は教育委員会は、法定利用事務及び前項各号に掲げる事務を処理するために必要な限度

で、法別表第2の第1欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の第4欄に掲げる特定個人情報のほか、規則で定める特定個人情報を利用することができる。

(特定個人情報の他の機関への提供)

第4条 市長は、教育委員会から学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による医療に要する費用の援助に関する事務を含む。）を処理するために必要な生活保護関係情報（生活保護に関する規則で定める情報を含む。）、地方税関係情報、住民票関係情報（氏名、住所、生年月日、性別その他住民票に記録される情報を含む。）及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報を提供することができる。

2 教育委員会は、市長から生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定及び実施並びに徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて行われる規則で定める事務を含む。）並びに中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務を処理するために必要な学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報を提供することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第3号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。